

○中野委員長 これより、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席であります。

議事予定表の1番目、請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。

陳情第9号、基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求める意見書の提出を求めることについて、ここで委員の皆様から何か、特に御発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、前回判断が保留となっておりました会派に、判断できる状況かをまず確認させていただきたいと思えます。

初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 判断できます。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、各党派判断できる状況となりましたので、意見開陳も含めて賛否をお伺いさせていただきたいと思えます。

初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 陳情第9号でありますけれども、基礎的財政収支の黒字化、黒字に対する言葉は赤字なわけですけど、黒字化とはあまりにかけ離れた状況、そうなっちゃいけないというふうなことで基礎的財政収支黒字化の目標が設定されてしばらくたつわけです。これは言ってみれば、財政の上での当然の考え方であります。この陳情にあるような考え方もあるのかなとは思いますが、そういう考え方もあるかなということによって、いわゆる国の目標撤廃まで言うのはいかなものなのかなと。そういう意味で、この願意に対しては、応えることができないということにさせていただきます。と思えます。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 我々、民主・市民連合といたしましては、陳情第9号に対しまして、願意妥当とはなかなか言い切れないということで、採択すべきでないというふうに判断をしたところであります。

理由を申し上げますと、まず、今、急速に少子高齢化が進む中で、社会保障費というものが年々増加し続けている。そういった中で、社会保障費が増加することに伴って、国債費、いわゆる借金というものが増加している。現状、今の日本の国の一般会計予算を見ましても、3分の1がこの借金という形になっている。また、歳出の中でも2割を超える金額が借金の返済に回っていると、こういった状況になっている。そういったことを考えると、どんどん借金するような形が増え続けていきますと、いずれ財政破綻ということにもつながりかねないということを危惧するところであります。こういった少子高齢化がどんどん進んでいく中で、社会保障制度の安定といったものをつくるために、やはり財政健全化というものは必要と考え、今、自民会議からも言われたとおり、中身的には理解するところもありつつ、やはり撤廃ということにはなかなかならないのかなということで、採択はすべきではないというふうに判断いたします。

○中野委員長 次に公明党。中村委員。

○中村委員 陳情第9号の公明党の判断を申し上げます。陳情者が求めているのは、基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう国に意見書を提出することで、その理由を10項目にわたり述べております。結論から申し上げまして、願意に沿い難く、不採択とすべきということになります。以下、簡潔にその理由を申し上げます。

そもそも、基礎的財政収支の黒字化目標が必要とされる理由は、一つには、公債依存による緩い財政規律の下で、財政支出の中身が中長期的な経済成長や将来世代の受益に資するかのチェックが甘くなりやすくなる、2つ目には、公債費が増大すれば、財政の硬直化による政策の自由度が減少すること、3つ目には、国債や通貨の信任の低下リスクの増大、4つ目として、債務残高の国際比率、対GDP比によりますけれども、235%で、世界188位と低迷しており、先進国の中でも債務残高が多い日本が財政健全化を実現することを明確に世界に発信していることが、一定程度評価されていることなどであります。内閣府の基礎的財政収支の最新の試算によると、今年度は69兆4千億円の赤字と、赤字額は新型コロナウイルス感染拡大前の4倍に膨れ上がり、財政再建の道は一層厳しいものとなっており、基礎的財政収支の黒字化は当面困難な状況にあります。しかしながら、基礎的財政収支の見通しが悪いからといって、黒字化目標の達成の旗を下ろしてしまえば、国際社会からの信頼も失墜しかねないとの懸念もありますし、何よりも将来世代の負担は避けられません。陳情者は、日本銀行を連結決算の対象に加えることを例に挙げておりますが、現実的なものでもありません。また、GDPが伸びない理由を財政健全化によるものと断罪しているが、近年のGDPの伸びを全く言及していないことから、陳情書の内容に同意することはできません。また、基礎的財政収支の黒字化目標を堅持する必要があるとの立場から、不採択とすべきとの結論に至りました。

○中野委員長 次に、日本共産党。石川委員。

○石川委員 日本共産党は、陳情第9号は願意に沿い難いと判断します。以下、簡潔にその理由を述べます。

国、地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスは、当時の安倍政権が国際公約とまで言って、2020年度には黒字化する目標を掲げました。その後、2025年度に目標を修正したり、2027年度には黒字化すると言っていました。昨年8月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた大型経済対策の財源として57兆円余りの国債を増発したことを踏まえ、黒字化が2029年度にずれ込むとの試算を内閣府がまとめたものです。プライマリーバランス黒字化は、国際公約にするだけでなく、国民に消費税増税を押しつける口実にもしてまいりました。実際、2014年4月と2019年10月、2度にわたり消費税を増税してきました。財政再建を理由に消費税を増税し、赤字の穴埋めを国民に求めてきたのは許されるものではありません。しかしながら、日本共産党は、プライマリーバランスの黒字化そのものに反対するわけではありません。財政健全化を消費税に頼らず、財界、大企業などに応分の負担を求めるべきと考えます。よって、陳情第9号は願意に沿い難く、採択すべきでない判断いたします。

○中野委員長 次に、無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 陳情第9号の会派の判断について、まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択とすべきと判断させていただきました。

簡潔に理由を申し上げますと、まず、本件の要旨の中には、個人的な見解とも取れる内容が多く

含まれており、会派としては、基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求めるのはいかがかなと、旭川市議会が採択するにはなじまないのではないかなという結論に至りました。その理由から、陳情者の思いは察するところではありますが、無党派Gとして、願意に沿い難く、陳情第9号につきましては不採択と判断させていただきました。

○中野委員長 陳情第9号について、それぞれの会派の判断をお伺いさせていただきました。各会派の判断は不採択ということでありました。

改めてお伺いいたします。陳情第9号につきましては、不採択とすべきものと決定することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、不採択とさせていただきます。

本会議での委員長口頭報告案につきましては、正副委員長に一任ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第10号、インフレ率2パーセントを達成するまで消費税を凍結することを求める意見書の提出を求めることについてを議題とさせていただきます。

ここで、各委員から特に御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、前回判断を保留としていた会派に、判断できる状況かをお伺いさせていただきます。

民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派判断できる状況となりましたので、各会派に陳情第10号の意見開陳も含めて、賛否をお伺いしたいと思います。

初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 陳情第10号について、結論から申し上げるならば、願意に沿い難く、不採択という判断でございます。

陳情第9号と同じ陳情者が第10号も上げているわけですがけれども、インフレ率2%と、これは本人がなぜその数字を目標にしているかどうか分かりませんが、2%という数字が上がってきております。いずれにせよ、これは消費税と関連づける考え方もあるんですけど、しかし消費税ということになってくると、直接税と間接税の直間比率の問題もありますので、そういう意味では、あえてここで、インフレ率2%と消費税凍結を関連づけて考える考え方を国に求めていくということは、なじまないと思っております。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 民主・市民連合といたしましても、この陳情第10号に対しまして、願意妥当とは判断できず、不採択とすべきというふうに判断いたします。

簡単に理由を申し上げますが、先ほどの陳情第9号と内容的には同じような視点でこの陳情が出されておまして、そもそもこの消費税は、社会保障を支えるための税となっているところであり

ます。先ほども申し上げましたが、少子高齢化が進行していく中で、消費税の凍結ということによって、やはり財源が不足してしまう。そこでまた国債などに頼るような形になってしまうということを考えますと、消費税の凍結をすることは、今すぐできる話ではないのかなということから、採択はすべきでないというふうに判断いたします。

○中野委員長 次に公明党。中村委員。

○中村委員 陳情第10号の公明党の判断を申し上げます。

陳情者が求めているのは、インフレ率2%を達成するまで消費税を凍結することを求める意見書を提出することです。結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきということになります。以下、簡潔にその理由を申し上げます。

先ほどの陳情第9号と5項目で全く同じ内容になっておりますが、直接的に消費税の凍結への根拠としては乏しいと感じております。ただし、デフレ下における消費税を減税するのが世界の潮流であるとの指摘は、全く外れているとは思いませんが、日本の現状は、消費税が社会保障費の安定財源になっております。陳情者が求めているインフレ率2%未達の際に、社会保障費の財源を消費税を凍結した分、全て国債発行することになれば、莫大な国債発行を行わなければならなくなります。これはあまりにも非現実的な提案としか言えず、到底受け入れることはできません。よって、公明党としては願意に沿い難く、不採択といたします。

○中野委員長 次に、日本共産党。石川委員。

○石川委員 日本共産党は、陳情第10号は願意に沿い難いと判断します。

日本銀行法では、日本銀行、日銀の金融政策の理念を、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することとしております。そのため日銀は、2013年1月に、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率2%と定め、これをできるだけ早期に実現するという約束をしています。2%のインフレの効果として、まず、円高トレンドをストップさせること。円高が是正されれば企業業績が改善し、株価の上昇や個人消費の拡大につながるものが考えられます。また、財政に関しては、国の債務残高がGDPの約2.5%と、主要先進国で最も高い水準にあり、早急な改善が必要であるため、2%のインフレで財政再建の効果が期待できるものです。このように、インフレ率2%の効果を否定するものではありません。しかし、陳情者は、2%を達成するまで消費税を凍結することを求めています。私どもの会派は、消費税の減税を求めています。仮に、インフレ率2%達成まで消費税を凍結しても、達成した際には解凍することが考えられます。よって、陳情第10号については採択すべきでないと判断いたします。

○中野委員長 次に、無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 この陳情第10号の会派の判断について、結論からまず申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断させていただきました。

簡潔に理由を申し上げさせていただきますと、こちらも本件の要旨の中には、やはり個人的な見解とも取れる内容が多く含まれており、旭川市議会が採択するにはなじまないという結論に至りました。その理由から、陳情者の思いは察するところではありますが、願意には沿い難く、陳情第10号につきましては、不採択と判断させていただきました。

○中野委員長 陳情第10号につきまして、それぞれの会派の判断をお伺いさせていただきました。各会派の判断は、不採択でありました。

改めてお伺いをさせていただきます。陳情第10号につきましては、不採択とすべきものと決定することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、不採択とさせていただきます。

本会議での委員長口頭報告案につきましては、正副委員長に一任ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

議事予定表の2番目、令和3年第1回定例会提出議案について、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算について、議案第19号、令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について、議案第27号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号、包括外部監査契約の締結について、それぞれ理事者から説明をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 初めに、令和3年度各会計予算につきまして御説明申し上げます。

まず、予算規模でございますが、一般会計につきましては1千601億3千万円で、前年度当初予算と比較いたしまして3.2%の増、また、特別会計につきましては、企業会計を含めた合計として1千209億690万7千円で、前年度当初予算と比較いたしまして、0.7%の増となっており、一般会計と特別会計の合計では2千810億3千690万7千円で、前年度当初予算と比較いたしまして2.1%の増となっております。

続きまして、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、総合政策部所管の予算案につきまして、主なものを順次御説明申し上げます。お手元の令和3年度予算臨時事業費説明資料の1-1ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、4目広報広聴費、事業の上から2つ目、市民アンケート調査費314万5千円でございますが、市政や市民生活に対する市民の意識や関心などを把握し、分析したものを市政に反映するため、アンケート調査を実施するものであります。本調査は、第8次旭川市総合計画の進捗状況をはかる指標としても活用しており、2年ごとに実施する予定としております。

次に、同じページの2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、高等教育機関設置準備費230万円でございますが、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、旭川大学をベースとした公立大学の設置に係る準備体制を整えるなど、関係機関と調整しながら取組を進めてまいります。令和3年度につきましては、関係機関との調整に係る旅費や、設置準備に係る意見交換などの経費を計上しております。

次に、同じく企画費、市制施行100年記念事業準備費370万円でございますが、令和4年に市制施行100年を迎えるため、記念式典等の開催に向けた準備や実行委員会の設立を行ってまいります。

以上、令和3年度一般会計予算のうち、総合政策部所管の予算案についてでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 地域振興部長。

○熊谷地域振興部長 議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算及び議案第19号、令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算につきまして、地域振興部所管分を御説明申し上げます。

まず初めに、資料がなく申し訳ございませんが、地域振興部の一般会計の歳入でございますが、総額で2億8千391万1千円となっております。令和2年度当初予算と比較しますと5億6千815万7千円、約67%の減となっております。続きまして、歳出でございますが、2款総務費と8款土木費を合わせますと、全20事業で5億4千393万2千円となっております。対前年比で6億9千620万円、約56%の減となっております。歳入歳出いずれも対前年比で大きな減額となっておりますが、これは、民間委託した空港関係が減額の主な要因となっております。

続きまして、臨時事業のうち主な事業につきまして、令和3年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。3枚めくっていただきまして、2-1でございます。こちらが地域振興部の事業となっております。

初めに、一番上の段、2款1項9目、中心市街地活性化推進費1千614万8千円でございますが、中心市街地活性化基本計画に基づき、地域おこし協力隊とも協力して、まちなかのにぎわいにつながる取組を推進するとともに、旭川駅構内でのピアノの設置や、駅前広場等を活用した冬季のにぎわいづくりを行うものでございます。

続きまして、次の段、航空路線確保対策費2千201万5千円でございますが、国内・国際航空路線の維持及び拡充を図るため、関係機関等と連携した旭川空港の利用活性化に向けたPR活動や運航支援等を実施するものでございます。

続きまして、次の段、地域公共交通対策費1千331万5千円でございますが、路線バス等の公共交通の維持、確保や利用促進を図るため、路線バス乗務員の確保に対する助成や、令和3年9月30日に廃止予定の芦旭線の代替交通の導入などを行うほか、ユニバーサルデザインタクシーの導入補助を行うものでございます。

続きまして、次の段、JR路線維持対策費554万3千円でございますが、JR北海道の鉄道事業の見直しに対し、鉄道利用者に対する助成や鉄道利用PR事業などの利用促進の取組を行うものでございます。

続きまして次の段、移住促進費2千187万8千円でございますが、移住、定住の促進のため、中心市街地活性化等の関連施策と連携を図るとともに、関係団体や地域おこし協力隊と協力し、移住相談や交流体験機会の提供、移住の実現に向けた支援等を実施するものでございます。

続きまして、次のページの上の段、8款1項4目の優良建築物等整備事業補助金1億5千万円でございますが、令和2年度より、市中心部に共同住宅を含む商業複合施設を建設しようとする民間事業者に対して、建築工事費用の一部を補助するものでございます。

続きまして2段下を御覧ください。8款4項1目、空港整備費1億8千950万円でございますが、侵入警戒センサーの実施設計費等のほか、運営者が実施する誘導路改良施設設計に対する更新投資負担金を計上しております。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。資料の2-3を御覧ください。一番下の段になります。公共駐車場事業特別会計でございますが、旭川駅前広場駐車場を管理運営するため、2千93万9千円を計上しております。

以上、地域振興部の令和3年度予算の主な事業の概要でございます。どうぞよろしく願いいた

します。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長 議案第16号及び第19号の所管部分、並びに第27号につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算及び議案第19号、令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算であります。臨時事業費説明資料、ページ番号の3-1からが総務部の事業となっております。

最初に、3-2を御覧いただきたいと思います。3-2の一番上、業務改善推進費2千201万4千円ありますが、業務を詳細に分析し、改善を図るとともに、ICTツールを導入するなどして業務の効率化、ペーパーレス化を推進しようとするものであります。

次の欄、2款1項8目であります。財産管理費の庁舎整備推進費29億4千862万2千円につきましては、新庁舎建設に関する取組を進めるもので、新年度は、2年目となります新庁舎の本体建設工事を引き続き進めてまいります。

次に、そのページの一番下になります。新庁舎開庁準備費1億3千156万7千円につきましては、新庁舎での業務が円滑に始められるように、移転業務や什器購入といった開庁に向けた必要経費を集約した新規事業として設けたものであります。新年度は、新庁舎に配置する事務什器の一部を購入するほか、引っ越しに向けた物品調査、移転計画の作成を行おうとするものであります。

次に、ページ番号3-3、2段目となります。2款1項9目企画費の電子市役所推進費1千396万7千円につきましては、電子申請を推進するなどして、行政事務の迅速化、効率化を図ろうとするものでありまして、新年度は、国が定める業務システム標準化への移行に向けた作業に着手しようとするものであります。

ページ番号3-4を御覧いただきたいと思います。一番下、公共駐車場事業特別会計であります。令和3年度の事業費総額であります。7千404万9千円であり、そのうち7条駐車場分として5千311万円を計上しております。その内容でありますけれども、公共駐車場運営費として、7条駐車場の指定管理者への管理運営委託料、光熱水費や設備の修繕などの管理経費のほか、新年度は、今後の在り方についても検討を行おうとするものであります。

以上が主な臨時事業の説明であります。

次に、議案書のほうを御覧いただきたいと思います。議案第27号であります。旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度におきましても市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例を定めようとするものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○中野委員長 防災安全部長。

○松尾防災安全部長 議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、防災安全部が所管いたします臨時事業費について御説明申し上げます。

令和3年度予算臨時事業費説明資料4ページを御覧ください。2款1項5目、地域安全活動推進費263万2千円につきましては、安全で安心な地域社会の実現のために、旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例などに基づきまして、市民が実施いたします自主防犯活動への支援のほか、犯罪の抑止のためにさんろく街に設置いたしました街頭防犯カメラのリースに要す

る経費でございます。

次に、9款1項3目、コミュニティ防災資機材等整備費73万円につきましては、地域防災力の向上を図るために、町内会を主体といたします自主防災組織の結成や育成研修費などに要する経費でございます。

次に、9款1項4目、防災施設等整備費258万6千円につきましては、老朽化しました避難所の標識を補修しますほか、災害時の備蓄食料のうち、保存期限が迫っておりますアルファ化米などを更新するとともに、長期保存が可能なクラッカーのほか、新たに乳児用の粉ミルクなどを購入しようとするものでございます。

以上、防災安全部の臨時費の説明でございます。よろしくお願いたします。

○中野委員長 消防長。

○中農消防長 本議会提出議案のうち、消防本部に関わります議案第16号及び議案第30号につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算につきまして、9款消防費のうち、消防本部が所管いたします主な事業の概要を臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。

16-1ページを御覧ください。初めに、9款1項1目常備消防費の主な事業ですが、まず、消防活動資機材整備費792万3千円につきましては、隊員が災害現場で使用する安全装備品などの活動資機材を更新、整備しようとするものでございます。

続きまして、3目消防施設費の主な事業でございますが、高齢者等防火安全推進費8千621万8千円につきましては、緊急通報システムの通報機器の更新や保守管理を行うほか、戸別訪問による防火指導等を行おうとするものでございます。

次に、消防自動車整備費1億263万2千円につきましては、消防出張所で運用いたします水槽付消防ポンプ自動車1台と、高度救命処置用資機材を含む高規格救急自動車1台の合計2台の更新に要する費用などを計上するものでございます。

次に、16-2ページを御覧ください。耐震性貯水槽整備費1千421万2千円につきましては、現在、東旭川町旭正地区に設置している防火水槽が道道の拡幅工事の障害となることから、支障とされない場所で新たに同規模のものを整備しようとするものでございます。

次に、消防庁舎整備費（公共事業）3千238万8千円につきましては、市内3条通20丁目の旧東出張所庁舎が築年数58年を経過し、劣化が著しいことから、解体しようとするもので、その解体に要する経費を計上するものでございます。

続きまして、議案第30号、旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本案は、急速充電設備等の基準を定める省令の一部が改正され、令和3年4月1日に施行されることに伴うものでございます。条例の改正内容につきましては、電気自動車用急速充電設備の規制の対象を全出力200キロワットまでに拡大することと、それに併せて火災予防上必要な安全対策等を定めるため、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願申し上げます。

○中野委員長 選挙管理委員会事務局長。

○東田選挙管理委員会事務局長 議案第16号の令和3年度旭川市一般会計予算のうち、選挙管理委員会事務局所管の臨時事業費の概要について御説明いたします。お手元の臨時事業費説明資料の

22ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、3目選挙執行費でございます。令和3年度は、10月21日で任期満了となる衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行が予定されており、その執行経費として1億3千110万6千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○中野委員長 監査事務局長。

○太田監査事務局長 議案第64号、包括外部監査契約の締結について御説明申し上げます。議案書では、後から7枚目になります。

本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約の締結に関し、議会の議決を得ようとするものであります。契約の内容といたしましては、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けるため、令和3年4月1日から1千222万円を上限とする額で、公認会計士、中島幹雄氏と契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○中野委員長 ただいま理事者のほうから、第1回定例会提出議案について説明がありました。ここで、各委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、本日の議事は全て終了させていただきました。

総務常任委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時38分